

船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念 冠・ロゴデザイン使用ガイドライン

使用にあたって

船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念 冠・ロゴデザインの使用目的

船橋市スポーツ健康都市宣言40周年を、市民の皆さんに親しみをもっていただき、市全体が一体となって盛り上げるために使用するものとします。

使用できる場合

冠・ロゴデザインは、健康都市宣言の趣旨に則した事業であって、次のいずれにも該当しない場合に使用することができます。

- (1) 市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがある事業
- (2) 法令、条例その他の規程又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等に係る活動又はそのおそれがある事業
- (4) 不当な利益を得ることを目的とする事業又はそのおそれがある事業
- (5) その他生涯スポーツ課長が冠等を使用することが適当でないとする事業

使用申込

冠・ロゴデザインを使用するには申込が必要です。使用希望者は、船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念冠等使用申込書(第1号様式)に情報提供に関する確認書(第1号様式別紙)を添えて、生涯スポーツ課にお申込みください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は申請の必要はありません。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、課長が使用申込を要しないと認める場合

使用の開始

生涯スポーツ課で内容を確認後、船橋市スポーツ健康都市宣言40周年記念冠等使用開始通知書(第2号様式)により申込者へ通知するとともに、ロゴデザインの電子データを提供します。

使用期限

令和6年3月31日

実績の報告

対象事業の終了後 30 日以内に、実績の報告をお願いいたします。

【実績報告に必要な書類】

- 船橋市スポーツ健康都市宣言 40 周年記念冠等使用実績報告書(第 3 号様式)
- 冠等を使用した成果品がわかるもの(電子データ、写真、現物等)
- 事業の様子がわかる写真(原則、電子データ)を 2 枚程度
(写真は市ホームページに掲載するなど記念事業の広報PRに活用します。)

遵守事項

冠・ロゴデザインの使用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 申込した内容及び目的のみに使用すること。
- (2) 冠・ロゴデザインの使用によって、生じる権利及び義務を第三者に譲渡、又は継承しないこと。
- (3) 成果品に対し、商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (4) ロゴデザインは、オリジナルカラー又はモノクロで使用すること。また、デザインの変形・反転、省略・加筆等の改変や、デザインの上に他の要素(文字・図形等)を重ねること、縦横の比率の変更、その他ロゴデザインの視認性を損なう使用をしないこと。
- (5) 冠は、一連の文字群として使用し、一部の文字だけを抜き出して使用しないこと。
- (6) 市から要請があった場合は、冠等の使用実態を速やかに報告すること。

【ロゴデザインに変形をかけない】



【ロゴデザインを反転させない】



【他の要素を加えて異なるデザインにしない】

